5　福祉・介護職員処遇改善特別加算	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、１から３までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、４の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。	
第５　保育所等訪問支援	
１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）	988単位
注１　（略）	
１の２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき679単位を所定単位数に加算する。	
２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
⑴　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
㈠　保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合	100分の70
㈡　保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合	100分の50
⑵　同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合	100分の93
⑶　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合	別に厚生労働大臣が定める割合
（削る）	
３　別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
４　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第２項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。	
１の２　初回加算	200単位
注　指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算する。	
１の３　家庭連携加算	
イ　所要時間１時間未満の場合	187単位
ロ　所要時間１時間以上の場合	280単位

第４　保育所等訪問支援	
１　保育所等訪問支援給付費（１日につき）	916単位
注１　（略）	
１の２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき375単位を所定単位数に加算する。	
２　保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
⑴　指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95	
（新設）	
（新設）	
⑵　同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合　100分の93	
（新設）	
３　児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき68単位を所定単位数に加算する。	
４　別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
（新設）	
（新設）	
（新設）	